

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蒲生岩槻線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市大間野町一丁目八番一地先から 同市大間野町一丁目七番二一地先まで		区 間
一〇・五〇 一八・五〇	七・〇〇 一六・五〇	敷地の幅員 (メートル)
二二一・〇〇		(メートル) 延長
		備 考